



一般社団法人千葉県社会福祉士会

第1回臨時総会

資 料

日 時：平成26年3月1日（土）10：00～ （受付9：30～）

会 場：塚本千葉第五ビル（ホテルニューツカモト）3階大会議室

次 第

□開会

□会長挨拶

□議長・議事録署名人選出

□議事

議案第 1 号 平成 25 年度補正予算について…………… 1

議案第 2 号 平成 26 年度事業計画について…………… 2

議案第 3 号 平成 26 年度予算について…………… 8

議案第 4 号 定款の変更について…………… 1 2

議案第 5 号 規則の改正について…………… 2 6

報告第 1 号 理事候補者選出選挙の結果について…………… 3 1

報告第 2 号 代議員選挙の結果について…………… 3 1

会員から会へ意見発信する機会を保証するため、議案に対する意見募集を行います。

議案に対しご意見のある方は、本会 web サイト (<http://www.cswchiba.com/>) を参照の上、平成 26 年 2 月 10 日から同 23 日の間に提出願います。

なお、寄せられたご意見は取りまとめの上、会員氏名(姓のみ)および意見内容を web サイトおよび総会会場にて公開いたします。予めご了承下さい。

議案第1号

平成25年度補正予算について

以下の補正予算案について総会の承認を求めます。

(提案理由) 日本社会福祉士会の連合体移行に伴う科目変更、事業の実施および受託額の確定に伴うもの。

(補正内容) 平成25年度予算において、以下の科目を追加または変更する。

平成25年度 補正予算書 (案)

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで (単位は全て円)

収入の部						
科目			補正前予算額	補正額	補正後予算額	備考
大項目	中項目	小項目				
2 登録料			510,000	1,240,000	1,750,000	還元金から名称変更
1	ばあとなあ名簿登録料		510,000	1,240,000	1,750,000	登録料還元金から名称変更。175名*10,000円(補正前170名*3,000円)
3 事業費			12,454,000	△ 447,000	12,007,000	
2	総合相談事業		4,042,000	533,000	4,575,000	
	7	障害者虐待・権利擁護研修事業(県事業・新規)	1,000	533,000	534,000	受託事業(千葉県):受託の確定によるもの
3	研修事業		5,355,000	△ 1,080,000	4,275,000	
	6	社会福祉士取得支援講座(大学等)	600,000	100,000	700,000	受験対策講座から名称変更 淑徳大学正課外講座受託に伴うもの
	8	実習指導者フォローアップ研修	80,000	△ 80,000	0	事業の中止に伴うもの
	9	スーパービジョン研修	1,100,000	△ 1,100,000	0	事業の中止に伴うもの
6	独立型社会福祉士		161,000	100,000	261,000	
	1	独立型部会費	100,000	100,000	200,000	勉強会の実施に伴うもの
総計			34,548,000	793,000	35,341,000	

支出の部						
科目			補正前予算額	補正額	補正後予算額	備考
大項目	中項目	小項目				
2 事業費			13,169,000	664,000	13,833,000	
2	総合相談事業		3,689,000	473,000	4,162,000	
	7	障害者虐待・権利擁護研修事業(県事業・新規)	1,000	473,000	474,000	受託事業(千葉県):受託の確定によるもの
3	研修事業		3,909,000	△ 598,000	3,311,000	
	6	社会福祉士取得支援講座(大学等)	323,000	100,000	423,000	受験対策講座から名称変更 淑徳大学正課外講座受託に伴うもの
	8	実習指導者フォローアップ研修	35,000	△ 35,000	0	事業の中止に伴うもの
	9	スーパービジョン研修	663,000	△ 663,000	0	事業の中止に伴うもの
5	ばあとなあ千葉運営事業		3,954,000	699,000	4,653,000	
	9	日本会登録員負担金等	1,000	699,000	700,000	名簿登録費から名称変更。登録員数*4,000円(日本会負担金2,200円、事務委託料200円、基礎保険料950円、基金積立金580円)
6	独立型社会福祉士		281,000	90,000	371,000	
	1	独立型部会費	170,000	90,000	260,000	勉強会の実施に伴うもの
総計			34,548,000	664,000	35,212,000	

平成 26 年度事業計画について

以下に掲載する平成 26 年度事業計画書（案）について、総会の承認を求めます。

平成 26 年度事業計画書（案）

1. 基本活動方針

一般社団法人へ移行し一年が経過した。これまで社会福祉の援助を必要とする方への生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する倫理の確保、技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって千葉県における社会福祉の増進に寄与してきた。

一方で、県内の福祉関係者による重大な権利侵害が相次いで判明し、会員に限らない福祉関係者への更なる研修啓発活動の必要性も明らかになっている。

今年度は役員の改選年であり、既存の事業を継承し活動の基盤となる本会の組織の強化、存在・意義の周知、県民の期待に応えうる会員の能力向上を図りつつ、今後の事業展開を検討する。

2. 事業内容

(1) 相談援助の専門職として、県民のため公益性の高い活動を行う。

- ・行政（県、市町村）とも連携し、新規事業も積極的に推進する。

(2) 未加入の有資格者に加入しやすい状況を作り会員増を図る。

(3) 社会に対するアピール

- ・社会福祉士会として、積極的に社会、行政機関等への提言および意見表明を行う。
- ・行政（県、市町村）等への委員派遣を本会の責任で行う。
- ・外部の各委員会等で会員が活動する際には、所属機関の名称と共に本会の所属であることの併記を促す。
- ・パンフレット、広報誌「点と線」の配布および web サイトにおける情報発信。メディアの有効活用も図る。

(4) 組織強化

- ・地区単位の機能強化を図る。
- ・養成機関の学生および未加入の有資格者への啓発を行い、加入率の向上を図る。
- ・地区において活動強化をはかるための広報活動、地域のための研修会等を推進していく。
- ・事務局の移転を機に、県内の他の福祉専門職能団体との連携を一層強化する。

(5) 各委員会・部会

ア、総務委員会

(ア) 企画部会

○組織強化及び地域貢献のため広域、地区単位それぞれの会員交流会等の開催

- ・実施時期：事業年度を通じて開催

- ・地域集会など地区単位の活動のほか、会員が互いの知識や知恵を共有できる仕組みの構築について、一般SNSの活用等を含めて検討する。

- 組織強化のための活動として他の職能団体との協働を研究する。

- ・協働予定団体：千葉県医療社会事業協会、千葉県精神保健福祉士協会

- ・研修共催を継続しつつ、その他事業の協働展開を研究する。

- 公益法人制度改革対応

- ・理事会で決定した方針に沿い、将来的な公益社団法人への移行準備を進める。

(イ) 広報部会

- 機関紙『点と線』の発行

- ・年3回発行とし、研究誌が担ってきた会員発表の場も包含し内容を充実させる。

- ・特集として普遍的なテーマもしくは時勢の変化に対応したトピックスを取り上げ、会員、県内の社会福祉士及び連携すべき専門職の活動を紹介する。

- ・印刷部数：各1,600部 電子メールでの配信も実施（今後順次、電子メール配信に移行予定）

- ・発送先：会員のほか、行政、千葉県内の社会福祉施設等に発送

- ・購読費：会員は会費に含まれる。行政、社会福祉施設等への配布分は無料

- ホームページの更新（随時）

- ・対象者：県民及び会員、社会福祉士試験の受験資格者等

- ・内容：会の活動情報、社会福祉士求人情報、その他社会福祉に関連する有益な情報

イ、総合相談委員会

(ア) 地域包括支援センター部会

- 高齢者虐待防止対策研修および高齢者虐待対応現任者標準研修事業（受託事業）

- ・対象者：市町村職員、地域包括支援センター職員、中核地域生活支援センター職員等

- ・内容：千葉県および日本社会福祉士会から受託し、地域包括支援センター現任職員への高齢者虐待防止に関する研修および委託市町村職員への虐待対応研修を行う。

- 高齢者虐待対応専門職チームへの参加（受託事業）

- ・千葉県から受託し、千葉県弁護士会との協働により市町村、地域包括支援センター等からの要請に応じ高齢者虐待対応の支援を行う。

- 認知症支援専門職研修

- ・千葉県から受託した2ヶ年度事業で構築したプログラムを基に、今年度は自主事業としての実施を実験的に行う。

- 障害者虐待・権利擁護研修事業（受託事業）

- ・障害者虐待防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発のため、主に障害福祉サービス事業者等の従事者等の専門性の強化を図る為の研修を実施する。

(イ) 相談事業部会

- 無料相談事業（県民対象）

- ・対象者：一般県民

- ・開催場所：県内各地域（年1回程度）

- ・内容：各種福祉サービスの利用に関する相談

○無料相談事業（学生等対象）

- ・対象者：福祉系大学の学生及び福祉施設での勤務の希望者
- ・開催場所：福祉のしごと就職フェア会場等
- ・開催回数：年2回程度
- ・内容：福祉施設等への就職に関する相談、社会福祉士国家資格取得に関する相談

ウ、研修委員会

（ア）研修啓発部会

○地域貢献事業 研究大会（県民公開講座）

- ・開催月：6月頃（総会に併せ実施）
- ・対象者：県民及び保健・福祉・医療等関係者、会員等参加（定員：100人）

○基礎研修の実施

① 基礎研修Ⅰ 平成26年6月～11月（申込日程も含む）

講義及び演習：集合研修① 7月26日

集合研修② 11月29日

受講料：5,000円

近隣都県社会福祉士会へ確認し、5,000円が妥当な金額として決めた。

今回も中間課題で行う先輩社会福祉士の業務内を聞くヒヤリングの協力も引き続き各地域集会へ求めていく予定である。

② 基礎研修Ⅱ 平成26年5月～12月（申込日程も含む）

講義及び演習：集合研修① 7月13日

集合研修② 9月7日

集合研修③ 12月14日

受講料：現在25,000円～30,000円で調整中

○社会福祉士実習指導者の養成

- ・開催：平成26年11月中旬頃開催予定（平成26年6～7月頃にチラシ配布）
 - ・内容：社会福祉士実習指導者講習会の実施（定員：50名）
- ※社会福祉士実習指導者フォローアップ研修については需要に応じ開催を検討

○社会福祉士取得支援（国家試験受験対策）の実施

- ・民間企業と協働により、インターネットを利用した受験者支援システムを展開。国家試験解答解説も併せて実施する。
- ・県内社会福祉士養成校での国家試験受験対策講座および関連講座の実施、講師派遣

エ、権利擁護センターばあとなあ千葉運営委員会

○成年後見人等登録員・準登録員への支援

「受任者に対するサポート体制の充実」

- ・「登録員・準登録員研修」

全員を対象に6月、11月に開催

- ・ばあとなあ「サポート千葉」(初、中級者向研修)

開催時期：年10回程度

- ・「初心者及び新規登録者向け研修会」

開催時期：2月、5月

- ・初回訪問同行、メール、電話での質問・相談に応える
- ・電話相談によるサポート：質問、疑問に応える
- ・個別面談を実施し、「課題把握、助言」及び「家裁提出書類等のチェック」を実施

○ばあとなあ千葉全体会

- ・開催時期：3月

内容：状況報告、方針提示、意見の吸い上げ、質疑応答

○業務監査

- ・「活動報告書様式」の変更
- ・「活動報告」提出の管理及び「活動報告」の内容チェック
- ・「活動報告」に基づく、活動状況に対する指導、助言
- ・個別面談の実施(相談・助言・指導の強化)
- ・「ばあとなあ千葉」名簿登録規程等の改訂

○権利擁護に関する相談事業の実施

- ・相談料：無料
- ・対象者：判断能力が不十分な人及びその家族、社会福祉関係者等、登録員
- ・開催時期：通年。電話相談は週2回(火及び木)、訪問相談は随時実施。

○福祉を取り巻く社会的な環境変化に伴う新しい動きへの対応

- ・「市民後見人」「老人福祉法32条の2(後見等に係る体制の整備等)」

○成年後見制度に関する講習会(成年後見人養成委託集合研修)の開催

- ・対象者：社会福祉士会会員
- ・実施時期：7～10月
- ・参加定員：25名

○成年後見制度に関する講習会(成年後見活用講座)の開催

- ・対象者：成年後見制度に関心を持つ社会福祉士及び福祉関係者他
- ・実施時期：9月
- ・参加定員：40名

○法人後見の受任(成年後見人等・成年後見監督人等の受任)

- ・家庭裁判所からの後見人等推薦依頼に際し、特に組織的対応が必要なケースに関し法人として後見人等の受任を検討する。

○PRパンフレット及び出版物の発行

1. 「ばあとなあ千葉」のパンフレット(チラシ)の作成
連合体移行に伴い、新たなPRパンフレット(チラシ)を作成する
2. 成年後見に関する出版物(「一問一答集」等)の発行

- ・発行時期：随時（在庫がなくなり次第実施）
- ・発行部数：300部
- ・配布先：会員、及び各種講座、研修受講者等

オ、独立型社会福祉士委員会

（ア）独立型社会福祉士活動・養成部会

- 千葉県内の独立型社会福祉士の活動を推進すること、また、独立型に関心のある会員に対し、情報提供や研修等を通じて、養成支援に繋げていく。千葉県内の独立型社会福祉士の周知を広げていく。会のホームページ等を通じて、県内の独立型社会福祉士のマップ・案内を掲載していく。
- 独立型社会福祉士ガイドブックの作成(千葉県版 有料化も視野)
- 独立型社会福祉士委員会 「独立型社会福祉士・千葉実践研究会」の開催（他都道府県会員の参加も求める）
- 司法福祉研究会等や会員独自の勉強会・会議等への広報等の活動支援（会のホームページへの掲載等）

（イ）社会復帰促進支援・社会貢献部会

- 刑余者の支援：地域生活定着支援センターも千葉県で発足したことに伴い、福祉関係者へその理解や協力を呼び掛ける勉強会を開催する
 - ・年2回程度の研修会を開催
- ホームレス支援活動として、現在市川市の支援団体で参加しているが、千葉市・その他の地域で活動を展開、地域のホームレス支援に協力していく。
 - ・行政の担当機関等と打ち合わせをしながら、今後の活動について検討を進める。
- 活動にあたり、興味のある会員や協力者への周知活動や大学生等の準会員獲得のための活動を合わせて行い、マンパワーにつなげる活動も進めていく。

カ、その他

- 千葉県社会福祉士会災害対策委員会
 - ・『千葉県社会福祉士会災害時対応ガイドライン』に沿い、大規模災害等発生時に会として自律的に活動するための準備活動を行い、実際に発生した際は会三役と連携し対応の中心となり活動する。
 - ・災害対策、防災に関連したテーマの研修の企画・運営を行う。平成26年度は「被災地における支援活動について」をテーマとした研修を企画する。
 - ・「被災地支援活動協力会員リスト」を作成、更新し、大規模災害等発生時に県内外の被災地支援活動を行う準備を行う。また、関係機関と連携し、被災地支援活動における協力関係を構築する。
 - ・東日本大震災の被災地においては、必要とされる支援内容が刻々と変化している状況である。現地の状況・情報を入手、把握し、支援活動を継続していく。
- 千葉県社会福祉士会倫理委員会

- ・利用者の権利を擁護し、利用者の代弁的機能を果たすべき社会福祉士が、逆に利用者の権利を侵害するような事案が新聞報道および社団法人日本社会福祉士会による公示において散見される。倫理綱領違反事案が発生した場合に、日本社会福祉士会の綱紀委員会に協力し本会として対応するため、利用者等からの苦情に対する予備調査を行う。

○社会福祉士ささえあい制度配分委員会

- ・各委員会からの代表者により構成し理事会とは独立して活動。平成 24 年から納付を受けている負担金および寄付金（通称「社会福祉士ささえあい制度」）について、各委員会の要望を確認し、配分項目に適正な内容かどうか、第一次、第二次配分と二回に分けて審査、配分を行っている。平成 26 年度も各委員会から出された要望項目を厳密に審議し配分を決定する。

議案第3号

平成26年度予算について

以下に掲載する平成26年度収支予算書(案)について、総会の承認を求めます。

平成26年度 収支予算書(案)

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで (単位は全て円)

収入の部			H25予算額	H26予算額	H26予算額－	備考
科目	大項目	中項目 小項目	(H25.12.1現在)		H25予算額	
1	会費等		22,090,000	24,016,000	1,926,000	
1	会費収入		21,580,000	22,216,000	636,000	
	1	正会員会費	20,200,000	20,500,000	300,000	H26年度末正会員1,300名*15,000円+新入会員100名*10,000円
	2	準会員会費	18,000	2,000	△ 16,000	
	3	賛助会員会費	12,000	14,000	2,000	
	4	負担金	1,000,000	1,200,000	200,000	社団法人千葉県社会福祉士会負担金規則に基づもの
	5	入会金	350,000	500,000	150,000	H26年度新規入会者を100名と見込む。入会金相当額を(公社)日本社会福祉士会への事務委託料として支出
2	登録料		510,000	1,800,000	1,290,000	還元金から名称変更
	1	ばあとなあ名簿登録料	510,000	1,800,000	1,290,000	登録料還元金から名称変更180名*10,000円
2	事業費		12,454,000	9,637,000	△ 2,817,000	
1	総務事業		70,000	70,000	0	
	2	三団体協働事業費	70,000	70,000	0	
2	総合相談事業		4,042,000	2,737,000	△ 1,305,000	
	2	地域包括支援センター 社会福祉士等交流会	1,000	0	△ 1,000	
	3	高齢者虐待防止対策 研修会(県事業)	1,300,000	1,300,000	0	
	4	高齢者虐待対応専門 職チーム	240,000	240,000	0	
	5	認知症支援専門職研 修(県事業・新規)	2,500,000	663,000	△ 1,837,000	受託事業終了し自主事業として実施
	6	障害者虐待・権利擁護 研修事業(県事業・新 規)	1,000	534,000	533,000	受託事業(千葉県)
3	研修事業		5,355,000	3,871,000	△ 1,484,000	
	3	基礎研修	955,000	1,300,000	345,000	25年度から基礎研修Ⅱを実施
	4	共通基盤研修	250,000	0	△ 250,000	生涯研修制度の変更に伴い廃止
	5	ジェイシー教育研究所 web模試 問題作成	1,320,000	1,320,000	0	
	6	社会福祉士取得支援 講座(大学等)	600,000	600,000	0	社会福祉士試験受験対策講座から名称変更
	7	施設実習指導者講習	1,050,000	650,000	△ 400,000	
	8	実習指導者フォロー アップ研修	80,000	1,000	△ 79,000	実施の可否を問うもの
	9	スーパービジョン研修	1,100,000	0	△ 1,100,000	

収入の部						
科目			H25予算額 (H25.12.1現在)	H26予算額	H26予算額－ H25予算額	備考
大項目	中項目	小項目				
4	ばあとなあ	千葉運営事業	2,821,000	2,528,000	△ 293,000	
	3	成年後見制度活用講座	300,000	440,000	140,000	
	4	後見人支援事業	190,000	572,000	382,000	
	5	成年後見人養成研修 (委託集合研修)	1,250,000	1,250,000	0	
	6	法人後見事業	480,000	216,000	△ 264,000	
	7	一問一答集	200,000	50,000	△ 150,000	
	8	活動報告書読み込み 作業	400,000	0	△ 400,000	日本社会福祉士会からの委託廃止によるもの
	9	成年後見人等候補者 名簿登録費	1,000	0	△ 1,000	2-1登録料と科目統一
5	独立型社会福祉士		161,000	391,000	230,000	
	1	独立型部会費	100,000	330,000	230,000	手引き作成(助成金申請)および研修会
	2	社会貢献活動部会費	61,000	61,000	0	市町村ホームレス支援事業(受託事業)について実施の可否を問うものおよび研修参加費
6	その他		5,000	40,000	35,000	
	1	千葉県社会福祉士会 災害対策委員会	5,000	40,000	35,000	理事会三役直轄委員会として活動。研修会参加費として
3	助成金		1,000	100,000	99,000	
4	寄付金		1,000	100,000	99,000	
5	繰越金		1,000	1,000	0	
6	雑収入		1,000	50,000	49,000	
総計			34,548,000	33,904,000	△ 644,000	

支出の部						
科目			H25予算額 (H25.12.1現在)	H26予算額	H26予算額－ H25予算額	備考
大項目	中項目	小項目				
1 会費			8,220,000	8,400,000	180,000	
1	会費		8,220,000	8,400,000	180,000	
	1	日本社会福祉士会 正会員会費	8,220,000	8,400,000	180,000	連合体正会員会費として。本会正会員数*6,000円
2 事業費			13,167,120	11,874,000	△ 1,293,120	
1	総務事業		1,054,500	879,000	△ 175,500	
	1	総務委員会運営費	80,000	25,000	△ 55,000	
	2	三団体協働事業費	80,000	80,000	0	
	3	新規入会会員対策	0	0	0	
	4	福祉人材定着対策費	290,000	250,000	△ 40,000	
	5	パンフレット作成費	100,000	1,000	△ 99,000	
	6	広報活動費	12,000	13,000	1,000	サーバー維持管理費として
	7	広報役務費	492,500	510,000	17,500	
2	総合相談事業		3,689,000	2,187,000	△ 1,502,000	
	1	委員会費	67,000	67,000	0	
	2	地域包括支援センター 社会福祉士等交流会	1,000	0	△ 1,000	
	3	高齢者虐待防止対策 研修会(県事業)	1,040,000	810,000	△ 230,000	
	4	高齢者虐待対応専門 職チーム	270,000	270,000	0	
	5	認知症支援専門職研 修(県事業・新規)	2,250,000	506,000	△ 1,744,000	受託事業終了し自主事業として実施
	6	障害者虐待・権利擁護 研修事業(県事業・新 規)	1,000	474,000	473,000	受託事業(千葉県)
	7	無料相談事業	60,000	60,000	0	
3	研修事業		3,907,620	2,829,000	△ 1,078,620	
	1	委員会運営費	128,000	75,000	△ 53,000	
	2	県民公開講座(研究大 会・総会)	76,400	80,000	3,600	総会事務費は事務費に移項
	3	基礎研修	783,500	839,000	55,500	25年度から基礎研修Ⅱを実施
	4	共通基盤研修	67,000	0	△ 67,000	生涯研修制度の変更に伴い廃止
	5	ジェンダー教育研究所 web形式 問題作成	1,145,000	1,145,000	0	
	6	社会福祉士取得支援 講座(大学等)	323,000	323,000	0	社会福祉士試験受験対策講座から名称変更
	7	施設実習指導者講習	686,920	366,000	△ 320,920	
	8	実習指導者フォロー アップ研修	35,000	1,000	△ 34,000	実施の可否を問うもの
	9	スーパービジョン研修	662,800	0	△ 662,800	

支出の部						
科目			H25予算額	H26予算額	H26予算額－ H25予算額	備考
大項目	中項目	小項目	(H25.12.1現在)			
4	ばあとなあ千葉運営事業		3,954,000	5,327,000	1,373,000	
	1	委員会費	219,000	270,000	51,000	
	2	相談事業	773,000	741,000	△ 32,000	
	3	成年後見制度活用講座	190,000	268,000	78,000	
	4	後見人等支援事業	988,000	1,059,000	71,000	
	5	成年後見人養成研修 (委託集合研修)	865,000	805,000	△ 60,000	
	6	法人後見事業	480,000	234,000	△ 246,000	
	7	一問一答集	100,000	213,000	113,000	
	8	活動報告書読み込み 作業	338,000	337,000	△ 1,000	
	9	日本会登録員負担金 等	1,000	720,000	719,000	名簿登録費から名称変更。登録員数*4,000円(日本会負担金 2,200円、事務委託料*200円、基礎保険料*950円、基金積立金 580円)
	10	(H26新規)渉外活動	0	95,000	95,000	
	11	(H26新規)受任者面接	0	390,000	390,000	後見等受任者への支援として実施するもの
	12	(H26新規)活動報告書 指導	0	195,000	195,000	後見等受任者への支援として実施するもの
5	独立型社会福祉士		281,000	408,000	127,000	
	1	独立型部会費	170,000	297,000	127,000	手引き作成および研修費として
	2	社会貢献活動部会費	111,000	111,000	0	市町村ホームレス支援事業(受託事業)について実施の可否を 問うものおよび研修費として
6	その他		281,000	244,000	△ 37,000	
	1	千葉県社会福祉士会 災害対策委員会	133,000	66,000	△ 67,000	理事会三役直轄委員会として活動 災害被災地・被災者支援事業を実施
	2	千葉県社会福祉士会 倫理委員会	100,000	100,000	0	理事会から独立した委員会として活動
	3	社会福祉士ささえあい 制度配分委員会	48,000	48,000	0	理事会から独立した委員会として活動
	4	選挙管理委員会	0	30,000	30,000	常設委員会化に伴うもの。理事会から独立した委員会として活動
3	事務費		10,185,000	11,452,000	1,267,000	
	1	一般物品費	170,000	500,000	330,000	
	2	印刷製本費	190,000	413,000	223,000	
	3	役務費	160,000	316,000	156,000	
	4	慶弔費	10,000	30,000	20,000	
	5	賃金等	6,300,000	6,200,000	△ 100,000	
	6	使用料	1,600,000	2,286,000	686,000	事務局賃料、事務機器リース料等
	7	委託料	960,000	1,198,000	238,000	(公社)日本社会福祉士会への事務委託料を含む
	8	役員費用弁償	70,000	73,000	3,000	
	9	役員旅費	135,000	75,000	△ 60,000	
	10	役員選挙事務費	300,000	100,000	△ 200,000	代議員選挙経費を含む
	11	保険料	40,000	42,000	2,000	
	12	雑費	150,000	219,000	69,000	振入手数料等
	13	法人移行準備	0	0	0	
	14	事務局移転費用	100,000	0	△ 100,000	
4	租税公課		520,000	550,000	30,000	
5	敷金支出		921,000	0	△ 921,000	決算に流動資産として計上
6	予備費		533,000	328,000	△ 205,000	
7	配分金		1,000,000	1,300,000	300,000	一般社団法人千葉県社会福祉士会負担金規則に基づきもの
総計			34,546,120	33,904,000	△ 642,120	

議案第 4 号

定款の変更について

次ページ以降に掲載するとおり一般社団法人千葉県社会福祉士会定款を変更することについて、総会の承認を求めます。

(提案理由) 役員活動に対し報酬を付与することにより更に活性化し組織活動をより強化(第 16 条及び第 18 条)、一般社団法人へ移行し複雑化した会計による決算への対応(第 22 条)、総会進行の円滑化(第 24 条)を図るため。

尚、千葉県政策法務課公益法人室から変更内容について確認を得ていることを申し添えます。

定款新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p data-bbox="177 311 727 344">一般社団法人千葉県社会福祉士会定款</p> <p data-bbox="344 412 751 495"> <制定>平成 24 年 10 月 28 日 <u><最新改正>平成 26 年 3 月 1 日</u> </p> <p data-bbox="169 562 220 595">(略)</p>	<p data-bbox="852 311 1406 344">一般社団法人千葉県社会福祉士会定款</p> <p data-bbox="1123 412 1501 445"><制定>平成 24 年 10 月 28 日</p> <p data-bbox="756 562 951 595">第 1 章 総 則</p> <p data-bbox="770 611 876 645">(名 称)</p> <p data-bbox="756 660 1501 743">第 1 条 この法人は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）という。</p> <p data-bbox="770 810 876 844">(事務所)</p> <p data-bbox="756 860 1442 893">第 2 条 本会は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。</p> <p data-bbox="770 960 876 994">(目 的)</p> <p data-bbox="756 1010 1501 1292">第 3 条 本会は、社会福祉の援助を必要とする方への生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する倫理の確保、技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって千葉県における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p data-bbox="770 1359 876 1393">(事 業)</p> <p data-bbox="756 1408 1501 1491">第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p data-bbox="756 1507 1501 1590">(1) 社会福祉の援助を必要とする方への生活と権利の擁護に関すること。</p> <p data-bbox="756 1606 1501 1688">(2) 社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関すること。</p> <p data-bbox="756 1704 1501 1787">(3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技能の向上に関すること。</p> <p data-bbox="756 1803 1501 1886">(4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関すること。</p> <p data-bbox="770 1901 1414 1935">(5) 社会福祉士の倫理及び資質向上に関すること。</p> <p data-bbox="770 1951 1385 1984">(6) 社会福祉士等資格取得の支援に関すること。</p> <p data-bbox="770 2000 1329 2033">(7) 福祉サービスの質の向上に関すること。</p>

(8) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する
こと。

(9) その他前各号の目的を達成するために必要な事業。
2 前項の事業は千葉県において行うものとする。ただし、
広域的に事業を行う必要の有る場合は、理事会の決議により
千葉県外での活動を行うことができるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法
律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会
福祉士の登録を受けた者であって、千葉県内に住所又は勤務
先を有し、本会の目的に賛同して入会した者

(2) 準会員 次に掲げ

る者で、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属する
ことを希望する者

ア 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に
在籍している者

イ 社会福祉士試験の受験資格を有する者

(3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又
は団体

2 本会は、概ね正会員50人の中から1人の割合をもって選
出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に
関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする（端
数の取扱いについては理事会で定める。）。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行
う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定
める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会
員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等
しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代
議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月に実施すること
とし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選
挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの
訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法

人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3) 法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)

(4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)

(5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)

(6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(入 会)

第6条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長（第12条第3項に規定する会長をいう。以下同じ。）が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得たものは、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(退 会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、理事会の決議を経て会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡したとき又は解散したとき。

(3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(4) 除名されたとき。

(除 名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会において代議員の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第10条 正会員は、総会において別に定める会費を納入し

なければならない。

2 準会員は、総会において別に定める準会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 既納の入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び選任)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内

(2) 監事 2人

2 理事の内1名を会長とし、2名又は3名を副会長とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。

4 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

5 会長は、理事会において選定する。

6 理事のうち、理事のいずれか1人及びその3親等内の親族その他特殊の関係(事実上の婚姻関係を含む)がある者の合計数が、選任された理事総数の3分の1を超えてはならない。

7 理事と監事は、相互に兼ねることができない。監事には、理事及び他の監事とその3親等内の親族その他特殊の関係がある者並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。

(職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない

4 監事は、次に掲げる職務を行い、法令で定めるところにより監査報告を作成する。なお、職務に際し必要のあるときは、理事及び第42条に定める事務局の職員に対して事業の報告を求め、調査することができる。

	<p>(1) 財産及び会計を監査すること。</p> <p>(2) 理事の職務執行状況を監査すること。</p> <p>(3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。</p> <p>(任 期)</p> <p>第14条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとし再任を妨げない。ただし、連続して4期を超えて役員に選任されることはできないものとする。</p> <p>2 補欠として選任された理事又は監事若しくは増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(解 任)</p> <p>第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において、代議員総数の3分の2以上の決議により解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第16条 <u>役員に対し、総会において別に定める基準に従って算定した額を、予算の範囲内で報酬等として支給することができる。</u></p> <p>2 役員には活動に際し必要な費用を弁償することができる。</p> <p>3 前各項に関し必要な事項は、総会の決議を</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第16条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。</p> <p>2 役員には活動に際し必要な費用を弁償することができる。</p> <p>3 前各項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が</p>

<p>経て、会長が定める。</p> <p>(略)</p>	<p>定める。</p> <p>(賠償責任の免除)</p> <p>第17条 法人法第112条の規定に関わらず、同法第111条第1項の責任は、この定款に別に定める場合を除き、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。ただし、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、法人法第113条の規定に従い、監事の同意を得た上で次に掲げる事項を総会に開示し、総会の決議によりその賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。</p> <p>(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額</p> <p>(2) 法人法第113条第1項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠</p> <p>(3) 責任を免除すべき理由及び免除額</p> <p>2 本会は、理事会の決議によって、会員外役員等（法人法第115条第1項の外部役員等をいう。）の前項の賠償責任について、当該会員外役員が職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第4章 相談役</p> <p>(相談役)</p> <p>第18条 本会に、任意の機関として、相談役を置くことができる。</p> <p>2 相談役は、本会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、会長が本会の役員経験者のうちから委嘱する。</p> <p>3 相談役は3人以内、任期は2年以内とし、再任を妨げない。</p> <p>4 第16条の規定は、相談役にこれを準用する。</p>	<p>第4章 相談役</p> <p>(相談役)</p> <p>第18条 本会に、任意の機関として、相談役を置くことができる。</p> <p>2 相談役は、本会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、会長が本会の役員経験者のうちから委嘱する。</p> <p>3 相談役は3人以内、任期は2年以内とし、再任を妨げない。</p> <p>4 相談役は、無報酬とする。ただし、活動に必要な費用を弁償することができる。</p>
<p>(略)</p>	<p>第5章 総会</p> <p>(種別)</p> <p>第19条 本会の総会は、定時総会と臨時総会の2種とす</p>

<p>る。</p> <p>2 前項の総会をもって、法人法に規定する社員総会とする。</p> <p>(構成)</p> <p>第20条 総会は、すべての代議員をもって構成する。</p> <p>2 代議員を除く正会員、準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べるができる。</p> <p>(権能)</p> <p>第21条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(2) 計算書類(貸借対照表、損益計算書及び正味財産増減計算書)等の承認</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 会員の除名</p> <p>(5) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(6) 理事会において総会に付すべき事項として決議された事項</p> <p>(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催)</p> <p>第22条 総会は、定時総会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、この定款に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 代議員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。</p> <p>(略)</p>	<p>る。</p> <p>2 前項の総会をもって、法人法に規定する社員総会とする。</p> <p>(構成)</p> <p>第20条 総会は、すべての代議員をもって構成する。</p> <p>2 代議員を除く正会員、準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(権能)</p> <p>第21条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(2) 計算書類(貸借対照表、損益計算書及び正味財産増減計算書)等の承認</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 会員の除名</p> <p>(5) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(6) 理事会において総会に付すべき事項として決議された事項</p> <p>(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催)</p> <p>第22条 総会は、定時総会として毎事業年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、この定款に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 代議員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったとき</p>
---	---

<p>(議 長)</p> <p>第 2 4 条 総会の議長は、<u>会長又は会長の指名する理事がこれに当たる。</u></p>	<p>は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、代議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも総会の日々の7日前までに通知しなければならない。</p> <p>(議 長)</p> <p>第 2 4 条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。</p>
<p>(略)</p>	<p>(定足数)</p> <p>第 2 5 条 総会は、代議員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(決議)</p> <p>第 2 6 条 総会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、総代議員の過半数が出席し出席した代議員の過半数をもって行う。</p> <p>2 理事及び監事の選任の決議を行うに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。なお、理事の選任候補者を議案として提出するにあたっては、全ての正会員から候補者を決定するための選挙を行うものとし、その手続きは総会において別に定める。</p> <p>3 前2項の規定に関わらず、議案について特別の利害関係を有する代議員は、議決に関わる権利を有しない。</p> <p>(書面議決等)</p> <p>第 2 7 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない代議員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、前2条及び次条第1項の規定の適用については、その代議員は、出席したものとみなす。</p> <p>2 前条第3項の規定は、書面による議決権の行使にこれを準用する。</p> <p>(議事録)</p>

第28条 総会の議事については、法人法第57条その他法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面による招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会には、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「代議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

2 前項の規定に関わらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)

の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 定款
- (3) 会員名簿

(剰余金の分配の禁止)

第38条 本会は、剰余金を分配することができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において代議員総数の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会における代議員総数の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第41条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において代議員総数の3分の2以上の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が定める。

第 11 章 雑 則

(委 任)

第 4 4 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は神山裕也とする。
- 3 第 1 4 条の規定に関わらず、設立当初の役員の任期は平成 26 年度定時総会の終結の時までとする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款は、平成26年4月1日から施行する。

議案第5号

規則の改正について

次ページ以降に掲載するとおり一般社団法人千葉県社会福祉士会費用弁償規則を変更（改廃）することについて、総会の承認を求めます。

（提案理由）役員活動に対し報酬を付与することにより更に活性化し、組織活動をより強化するため。

報酬規則新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">一般社団法人千葉県社会福祉士会報酬等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">規則第 4 号 平成 24 年 10 月 28 日制定 最新改正 平成 26 年 3 月 1 日</p> <p>（目的） 第 1 条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という。）<u>定款第 16 条に基づき、本会の役員他会員が会務に従事した場合の報酬及び費用弁償の基本的事項について定めること</u>を目的とする。</p> <p>（対象） 第 2 条 この規則の適用の対象となる会務とは、次に掲げる活動をいう。 （1）役員が、<u>定款第 13 条に定める職務を執行し、又は理事会が特に必要と認める業務に参加すること。</u> （2）役員が、本会の所属又は参画する外部組織の会議他連絡調整等のために会長の命を受けて出張すること。 （3）委員会等の<u>補助組織の構成員としてその会議に出席し、又はその業務に参加すること。但し、会議への出席は特に理事会の承認を得ない限り報酬の支払いの対象としない。</u> （4）その他会長が特に<u>報酬の支払い及び費用弁償</u>することを承認して行う事業等に参加すること。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、原則として<u>報酬の支払い及び費用弁償の対象としない。</u> （1）定款による機関及び補助組織の構成員としてではなく、単なる傍観者として参加する場合。 （2）本会以外から報酬、謝礼又は費用弁償を受け</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人千葉県社会福祉士会費用弁償に関する規則</p> <p style="text-align: right;">規則第 4 号 平成 24 年 10 月 28 日制定</p> <p>（目的） 第 1 条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第 16 条第 2 項及び第 3 項に基づき、本会の役員他会員が会務に従事した場合の費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。</p> <p>（対象） 第 2 条 この規則の適用の対象となる会務とは、次に掲げる活動をいう。 （1）役員が、定款に定める理事会、又は理事会が特に必要と認める業務に参加すること。 （2）役員が、本会の所属又は参画する外部組織の会議他連絡調整等のために会長の命を受けて出張すること。 （3）委員会等の補助組織の会議の構成員としてその会議に出席し、又はその業務に参加すること。 （4）その他会長が特に費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、原則として費用弁償の対象としない。 （1）定款による機関及び補助組織の構成員としてではなく、単なる傍観者として参加する場合。 （2）本会以外から報酬、謝礼又は費用弁償を受けられ</p>

<p>られる場合。</p> <p>(3) その他あらかじめ報酬の支払い及び費用弁償の対象としない旨告知された事業に参加する場合。</p> <p>(報酬)</p>	<p>る場合。</p> <p>(3) その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨告知された事業に参加する場合。</p>
<p>第3条 前条に定める報酬の額は、4時間まで2,500円、4時間を超え8時間まで5,000円、以後4時間ごとに2,500円の加算を基準とし、源泉徴収後の金額を支払うものとする。</p> <p>2 前項の時間は、拘束時間により算出する。</p> <p>3 本会の正会員以外の役員及び補助組織の構成員については、理事会の決議に基づき第一項に定める基準の2倍を超えない範囲で報酬額を定めることができる。</p> <p>4 報酬は辞退することができる。辞退した役員及び補助組織の構成員から求められた際は、会長は辞退の証明を交付するものとする。</p>	
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 この規程によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、次に定めるものに限る。</p> <p>(1) 会務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という。）の実費。</p> <p>(2) 会務に従事するために要する宿泊費（以下「宿泊費」という。）</p> <p>(3) 会務に従事するために必要な食事代等（以下「日当」という。）</p> <p>(4) その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。</p> <p>2 前項第3号に規定する日当を支給することができる範囲及び金額については、理事会において別に定める。</p> <p>(交通費)</p>	<p>(範囲)</p> <p>第3条 この規程によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、次に定めるものに限る。</p> <p>(1) 会務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という。）の実費。</p> <p>(2) 会務に従事するために要する宿泊費（以下「宿泊費」という。）</p> <p>(3) 会務に従事するために必要な食事代等（以下「日当」という。）</p> <p>(4) その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。</p> <p>2 前項第3号に規程する日当を支給することができる範囲及び金額については、理事会において別に定める。</p> <p>(交通費)</p>
<p>第5条 交通費は、会務に参加するために合理的な順路によって要する鉄道運賃、バス運賃、航空運賃</p>	<p>第4条 交通費は、会務に参加するために合理的な順路によって要する鉄道運賃、バス運賃、航空運賃、船賃</p>

<p>賃、船賃の往復料金とする。</p> <p>2 前項の鉄道運賃には、必要と認められる場合普通料金に特別料金（座席指定料金、急行料金、特急料金等）を加えた額とすることができる。</p> <p>3 やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金を加算する。</p>	<p>の往復料金とする。</p> <p>2 前項の鉄道運賃には、必要と認められる場合普通料金に特別料金（座席指定料金、急行料金、特急料金等）を加えた額とすることができる。</p> <p>3 やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金を加算する。</p>
<p>(宿泊費)</p> <p><u>第6条</u> 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合。</p> <p>(2) 前号以外で、理事会が必要と認めた場合。</p> <p>2 支給額は、宿泊に要した実費とし、1泊あたり10,000円を上限とする。ただし、あらかじめ主催者等から宿泊場所・宿泊費を指定された場合は、それに従うものとする。</p>	<p>(宿泊費)</p> <p><u>第5条</u> 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合。</p> <p>(2) 前号以外で、理事会が必要と認めた場合。</p> <p>2 支給額は、宿泊に要した実費とし、1泊あたり10,000円を上限とする。ただし、あらかじめ主催者等から宿泊場所・宿泊費を指定された場合は、それに従うものとする。</p>
<p>(費用の請求)</p> <p><u>第7条</u> 費用の弁償を受けようとする者は、別に定める「<u>支払依頼書</u>」を本会事務局に提出しなければならない。</p>	<p>(費用の請求)</p> <p><u>第6条</u> 費用の弁償を受けようとする者は、別に定める「<u>費用請求書</u>」を本会事務局に提出しなければならない。</p>
<p>(前渡し)</p> <p><u>第8条</u> 本人が希望する場合には、要する金額を前渡しすることができる。</p> <p>2 前項の規程により費用の前渡しを受けた者は、当該会務終了後20日以内に、別に定める「<u>費用精算書</u>」を提出し精算をしなければならない。</p>	<p>(前渡し)</p> <p><u>第7条</u> 本人が希望する場合には、要する金額を前渡しすることができる。</p> <p>2 前項の規程により費用の前渡しを受けた者は、当該会務終了後20日以内に、別に定める「<u>費用精算書</u>」を提出し精算をしなければならない。</p>
<p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> この規程に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この規程に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。</p>
<p>(改正)</p> <p><u>第10条</u> この規程を改正するときは、総会の承認を得なければならない。</p>	<p>(改正)</p> <p><u>第9条</u> この規程を改正するときは、総会の承認を得なければならない。</p>

<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この規程は、平成26年度に開催する本会定時総 <u>会終了の翌日から施行する。</u></p>	

報告第1号

理事候補者選出選挙の結果について

選挙管理委員から選挙結果を報告します。

報告第2号

代議員選挙の結果について

選挙管理委員から選挙結果を報告します。